（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部改正）

第二十九条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあっては、被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合に限る。）」と、「銀行持株会社等（」とあるのは「次の各号に掲げる業務（被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。）を「次の各号に掲げる業務（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあっては、当該業務）」と、「各号に定める者（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあっては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関）と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあっては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関）」に改める。

第三十条　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第十七条（第一号及び第二号」を「第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、第十七条（第一号及び第三号」に改める。

第五十七条中「、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）を」と」を削る。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第三十一条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第十七条（第一号及び第二号」を「第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、第十七条（第一号及び第三号」に改める。

第五十三条中「、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。）を」と」を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号中「の施行」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第三十三条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「、預金保険法」を加える。

第二十条第一項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「、預金保険法」を加える。

（調整規定）

第三十四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日前である場合には、第一条のうち金融商品取引法第七十九条の四十九第一項の改正規定及び同号中「第七十九条の四十九第一項」とあるのは「第七十九条の四十九」とする。

第三十五条　施行日が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日前である場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における新金融商品取引法附則第三条の二の規定の適用については、同条中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」とあるのは、「厚生年金基金（」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七条　附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第四節　障害者就業・生活支援センター（第二十七条―第三十六条）」を「　第四節　障害者就業・生活支援センター（第二十七条―第三十三条）　第二章の二　障害者に対する差別の禁止等（第三十四条―第三十六条の六）」に、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改め、「第三節　精神障害者に関する特例（第六十九条―第七十三条）」を削り、「第四節　身体障害者、知的障害者及び精神障害者」を「第三節　対象障害者」に、「（第七十四条）」を「（第七十二条・第七十四条）」に、「第五節」を「第四節」に、「第四章　雑則（第七十五条―第八十五条）」を「第三章の二　紛争の解決　第一節　紛争の解決の援助（第七十四条の四―第七十四条の六）　第二節　調停（第七十四条の七・第七十四条の八）　第四章　雑則（第七十五条―第八十五条の三）」に、「第八十五条の二」を「第八十五条の四」に改める。

第一条中「身体障害者又は知的障害者」を「障害者」に改め、「のための措置」の下に「、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置」を加える。

第二条第一号中「又は精神障害」を「、精神障害（発達障害を含む。第六号において同じ。）その他の心身の機能の障害」に改める。

第七条第二項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三十三条の次に次の章名を付する。

第二章の二　障害者に対する差別の禁止等

第三十四条から第三十六条までを次のように改める。

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条　事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。